

平成 26 年 9 月 30 日

## 公的機関を装って個人情報削除を持ち掛け 車椅子の購入契約をさせる「成寿園株式会社」に関する注意喚起

平成 26 年 5 月以降、公的機関を装って個人情報の削除を持ち掛け、複数の事業者を介して車椅子販売の勧誘を行う事業者に関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「成寿園株式会社」（以下「成寿園」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注意喚起の要旨）

- 消費者宅に、「全国生活センター」、「東京消費者センター」などと公的機関と類似した機関（以下「センター」といいます。）を名乗る者から電話があり、「あなたの氏名や電話番号などの個人情報が、4 社の名簿に勝手に登録されています。当センターは個人情報削除を行っていますご希望しますか。」等と個人情報の削除を持ち掛けられます。
- その後、センターから再び電話があり、「4 社のうち 3 社の登録は削除できました。ですが、1 社だけは削除できません。」「その会社は別の人を代わりに登録すれば、あなたの個人情報を削除すると言っています。」と説明を受けます。代替りの登録者を立てるに当たり、相談先として福祉財団やボランティア協会を紹介されます。
- センターから紹介された福祉財団等は代理登録者の確保を約束しますが、その条件として、「成寿園から車椅子を購入するために名義を貸してほしい。」と消費者に依頼します。消費者が承諾すると、車椅子の購入申込と代金の支払は福祉財団等から行うと説明します。
- 成寿園は、福祉財団等から代金が支払われたことについて、「あなたの個人口座からの入金でなければ受け付けない。」と独自の取引条件を示し、消費者に対して、車椅子の購入代金の支払を要求します。代金は、ゆうパックを利用して指定場所へ送るよう指示します。
- 当庁が調査したところ、成寿園の本店所在地に事業拠点は存在しませんでした。また、連絡先電話番号の契約者は電話転送サービス事業者でした。
- 成寿園の車椅子販売等の事業には実態がなく、センターや福祉財団等とも裏でつながっていることが強く疑われます。成寿園から車椅子購入等の勧誘を受けたり、公的機関を名乗る者から個人情報の削除に関する電話があっても絶対に応じないようにしましょう。
- 公的機関が個人情報の削除を持ち掛けることはありませんので、「消費生活センター」、「国民生活センター」、「消費者庁」など実在する公的機関を装ったり、これらと類似する名称を用いた者から電話があっても関わってはいけません。
- このような取引の勧誘を受けた場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

## 公的機関を装って個人情報削除を持ち掛け 車椅子の購入契約をさせる「成寿園株式会社」に関する注意喚起

平成 26 年 5 月以降、公的機関を装って個人情報の削除を持ち掛け、複数の事業者を介して車椅子販売の勧誘を行う事業者に関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「成寿園株式会社」（以下「成寿園」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

### 1. 事業者の概要

商号	成寿園株式会社
所在地	東京都中央区明石町 8-1
資本金	9900 万円
設立年月日	平成 18 年 8 月 31 日（平成 26 年 4 月 10 日に商号変更登記）
会社法人等番号	0104-01-064180

※ 上記は商業法人登記によるもので、同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

※ 成寿園株式会社は、上記所在地に存在しません。

### 2. 具体的な勧誘事例

#### 事例 1

- (1) 平成 26 年 5 月上旬、「全国生活センター」（以下「全国センター」といいます。）を名乗る者から消費者宅に電話があり、「あなたの氏名や電話番号などの個人情報が、4 社の名簿に勝手に登録されています。当センターでは個人情報削除を行っていますが希望しますか。」と聞かれた。消費者は、以前から不動産投資などの勧誘電話に困っていたため、このようなサービスをしてくれるのであれば非常に助かると思い、これを依頼することにした。
- (2) 数日後、全国センターの別の担当者から電話があり、「4 社のうち 3 社の登録は削除できました。ですが、1 社だけは、簡単には削除できないと言っています。」旨説明された。ただし、その 1 社も消費者の代わりに別の人を登録すれば、個人情報を削除することだった。消費者は、「A 福祉財団」に依頼すれば代替りの登録者を立てることができるという紹介されたため、全国センターを通じて A 福祉財団にこれを依頼することにした。
- (3) しばらくして A 福祉財団の職員を名乗る者から電話があり、A 福祉財団が消費者に代理登録者を立てると約束した。しかし、受けるその条件として、「あなたの名義で成寿園から車椅子を買ってくれませんか。代金の支払や手続は当財団が行いますので、

- あなたに負担はありません。」と相談された。成寿園は個人向けに車椅子を販売しているため、A福祉財団が購入することは難しいという説明だった。消費者は、個人情報削除するためには仕方がないと思い、この条件を飲むことにした。A福祉財団からは、300台1000万円分の車椅子の購入の申込と代金の支払をしておくと言われた。
- (4) 2、3日後、成寿園のBと名乗る者から電話があり、「車椅子の代金1000万円がA福祉財団から入金されていますが、当社は個人名でないと受付できません。すぐにあなたの個人口座から支払ってください。」旨言われた。成寿園は、A福祉財団に1000万円を返金するということがあったが、既に車椅子の購入契約は成立しているため、消費者が直ちに立て替えなければならないと説明された。消費者は、すぐには1000万円を準備できないことから、この要求を断ったところ、名義貸しをしたことについて責められ、「これでは裁判になりますよ。」と脅された。裁判になると、遠方に住む息子たちに迷惑が掛かると考え、1000万円の支払を渋々承した。
- (5) 消費者が何とか1000万円を工面してBに連絡したところ、Bが直接自宅まで現金を取りに来るとのことだったので、立会人を同席させたい旨を申し出た。するとBから「近隣のコンビニエンスストアからゆうパックを利用して指定場所に送付してほしい。」と取引方法を変更された。伝票の品名には「書類」と記載し、宛先には成寿園の会計担当者の住所を記載するように指示されたため、消費者はこの指示どおりに1000万円を小包にしてゆうパックで送付した。
- (6) その後、消費者は成寿園に送金したことを後悔し、最寄りの消費生活センターに相談するとともにコンビニエンスストア窓口から配達中止を要請し、発送元の郵便局に赴いて配達中止の手続を行った。現金の入った小包は、送付先へ配達される寸前で止められ、現金は消費者の手元に戻ってきた。

## 事例2

- (1) 平成26年5月中旬、消費者宅に、東京消費者センター（以下「東京センター」といいます。）を名乗る者から電話があり、「あなたの個人情報が、通販会社4社に登録されています。今後、高額な商品の勧誘の電話が来ますよ。」と言われた。消費者は、通販会社に登録した記憶はなかったものの、「私どもは、厚労省から依頼され、個人情報削除の仕事をしています。個人情報を削除する手続きができます。」と言うので、東京センターにこの作業を依頼した。消費者は、「消費者センター」や「厚労省」という公的機関の名前が出てきたので、この話を信用してしまった。
- (2) しばらくして、東京センターから再び連絡があり、「4社のうち3社の登録は削除できました。しかし、大阪にある成寿園という1社だけは管轄外なので削除できませんでした。Cボランティア協会に連絡すれば削除してくれるはずですよ。」と言われ、Cボランティア協会を紹介された。消費者は、すぐに個人情報を削除してもらいたいと考え、Cボランティア協会に連絡することにした。
- (3) Cボランティア協会のDという担当者に事情を話したところ、「個人情報の削除に協力します。」と協力を約束してくれた。個人情報を削除するに当たり、Dから「情報を削除するには、成寿園に登録されているあなたのお客様番号が必要なので、成寿園か

ら番号を聞いてほしい。」と言われ、成寿園の連絡先を教えられた。

(4) 成寿園に連絡すると、Eという職員が消費者のお客様番号を教えてくれたため、すぐにCボランティア協会のDにこのお客様番号を伝えた。Dから「これで削除できます。」と言われて安心したが、最後に「数日後に成寿園から車椅子購入の連絡が入りますが、聞き流してください。」と告げられた。

(5) 翌日、Dから言われた車椅子の購入の話が気になり、最寄りの消費生活センターに相談することにした。相談員から公的機関が個人情報削除の連絡をすることはないと聞き、今後このような電話があった際は毅然として断るようにと助言を受けた。

その後、成寿園のEから連絡があり、消費者名義で1000万円分の車椅子の購入契約が結ばれていると説明された。Eから、名義人である消費者に車椅子代金の支払を迫られたが、相談員からのアドバイスのとおり対処したところ、Eからの連絡はなくなった。

### 3. 当庁が確認した事実

- 成寿園の本店所在地に事業拠点は存在しませんでした。また、連絡先電話番号の契約者は電話転送サービス事業者でした。
- 消費者に個人情報削除代行を持ち掛ける全国生活センターは、公的機関を装うだけでなく、NPO法人を名乗るケースもありますが、この名称のNPO法人は存在しませんでした。
- 成寿園は、車椅子販売に関する取引のほか、自社が介護サービス事業を行っているとして社債を募集しているとの情報が各地の消費生活センターに寄せられています。社債募集の際も、成寿園とは別の事業者が消費者宅に電話をかけ、「成寿園の社債を買いたいので名義を貸してほしい。」等と勧誘しています。
- 成寿園の代表者に確認したところ、成寿園が車椅子の販売や介護サービス事業等を行っている事実はなく、社債を募集した事実もないと言っています。また、代表者は、成寿園の事業等には全く関与していないと説明しています。

### 4. 消費者へのアドバイス

- 公的機関が個人情報の削除を持ちかけることはありませんので、「消費生活センター」、「国民生活センター」、「消費者庁」など実在する公的機関を装ったり、これらと類似する名称を用いた者から電話があっても関わってはいけません。
- 前記調査結果を踏まえると、成寿園の車椅子販売等の事業には実態がなく、全国生活センター等とも裏でつながっていることが強く疑われます。成寿園から車椅子購入や社債の勧誘があっても絶対に応じないようにしましょう。
- 現金をゆうパックやレターパックで送付することはできません。事業者からゆうパック等で現金を郵送するよう指示されても決して応じてはいけません。
- 独立行政法人国民生活センターでも、個人情報の削除に関連した勧誘について注意

喚起を行っていますので御参照ください。

平成 26 年 7 月 30 日 国民生活センター

「個人情報が漏れているので削除してあげる？！」

公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかける詐欺にご注意！」

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140730\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140730_1.html)

○ 内閣府のウェブサイト「全国特定非営利活動法人情報の検索」を利用して NPO 法人の検索が行えます。実在する NPO 法人であるかどうか確認する際の参考にしてください。

- 内閣府 NPO ホームページ/全国特定非営利活動法人情報の検索

<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

○ このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

- 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターを御存知でない場合）

電話番号 0570-064-370

- 警察相談専用電話

電話番号 #9110

（以 上）